

# 障害者自立支援法が本格施行されます

4月から一部施行してい  
た障害者自立支援法が、10月  
1日から全面施行されます。

福祉サービスの体系が  
変わります

補装具・日常生活用具の  
仕組みが変わります  
害者自立支援法による支  
給に変わります。

福祉サービスの体系	
①障害福祉サービス	居宅介護(ホームヘルプ) 自宅での入浴・排泄・食事の介護等
	重度訪問介護 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人への自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動支援等
	行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するときの危険を回避するための必要な支援・外出支援
	重度障害者等包括支援 介護の必要性がとても高い人への居宅介護等の包括的サービス
	児童デイサービス 障害児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等
	短期入所(ショートステイ) 自宅で介護する人が病気の場合等における、短期間、夜間も含めた、施設での入浴・排泄・食事の介護等
	療養介護 医療と同時介護を必要とする人への医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話
	生活介護 常に介護を必要とする人の昼間の入浴・排泄・食事の介護及び創作的活動または生産活動機会の提供
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援) 施設に入所する人の夜間や休日の入浴・排泄・食事の介護等
	共同生活介護(ケアホーム) 夜間や休日、共同生活を行う住居での入浴・排泄・食事の介護等
②地域生活支援事業	自立訓練(機能訓練・生活訓練) 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間の身体機能または生活能力の向上のための必要な訓練
	就労移行支援 一般企業へ就労を希望する人への一定期間の身体機能または生活能力の向上のための必要な訓練
	就労継続支援(雇用型)・(非雇用型) 一般企業等での就労が困難な人への働く場の提供、知識及び能力の向上のための必要な訓練
	共同生活援助(グループホーム) 夜間や休日、共同生活を行う住居での相談や日常生活上の援助

新しい福祉サービスは、  
「①障害福祉サービス」と  
「②地域生活支援事業」にわ  
かれます。(左表参照)

①障害福祉サービス↓介護  
の支援を受ける場合の「介  
護給付」と訓練等の支援を  
受けける場合の「訓練等給付」  
にわけられ、個別に支給決  
定が行われます。

②地域生活支援事業→市町  
村が地域特性等を踏まえ、創  
意工夫により実施します。

部種目の扱いが  
変わります。

※一定所得以上の方(障害  
者本人または世帯員のうち、  
市民税所得割の最多納税者  
の納税額が50万円以上)は支  
給対象外になります。

②補装具と日常生活用具で一  
種

種	現	行	10月から
点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助杖(一本杖のみ)	補装具	日常生活用具	日常生活用具
吸尿器・ストマ用装具(紙おむつ等含む)	日常生活用具	補装具	補装具
重度障害者用意思伝達装置	色めがね	廃止	廃止

## 月額負担上限額表

生活保護世帯の方	0円
市民税非課税世帯で本人(18歳未満の場合は保護者)の収入が80万円以下の方	15,000円
市民税非課税世帯で上記以外の方	24,600円
市民税課税世帯の方	37,200円

問合せ 社会福祉課障害福祉係

## 国保・年金だより

高額療養費の自己負担限度  
額が引き上げられます

10月1日から被保険者の  
方が医療機関に支払う自己  
負担の1か月の限度額(自  
己負担限度額)が変わりま  
した。(左表参照)

①金額は1月当たりの限度額。  
( )内の金額は、多数該当(過去  
12か月に3回以上高額療養費の  
支給を受け4回目以降の支給に  
該当)の場合  
②人工透析を要する上位所得者  
については、自己負担限度額が1万  
円から2万円に引き上げられます。  
③公的年金等控除の縮減及び老  
年者控除の廃止に伴い、新たに  
現役並み所得者に移行する70歳  
以上の方は、平成18年8月から2  
年間、自己負担限度額を一般並  
み(44,400円)に据え置きます。

70歳未満の方	
上位所得者(基礎控除後の所得など670万円以上)	139,800円+<医療費-466,000円> ×1%(77,700円)
一般	72,300円+<医療費-241,000円> ×1%(40,200円)
低所得(住民税非課税世帯)	35,400円(24,600円)
 ↓	
上位所得者(基礎控除後の所得など600万円以上)	150,000円+<医療費-500,000円> ×1%(83,400円)
一般	80,100円+<医療費-267,000円> ×1%(44,400円)
低所得(住民税非課税世帯)	35,400円(24,600円)

70歳以上の方	
9月まで	外来(個人単位) 外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者(月収28万円以上または課税所得145万円以上)	72,300円+<医療費-361,500円>×1% (40,200円)
一般	40,200円
低所得(住民税非課税世帯)	24,600円
II	8,000円
III(年金80万円以下等の方)	15,000円

10月から	
外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者(月収28万円以上または課税所得145万円以上)	80,100円+<医療費-267,000円>×1% (44,400円)
一般	44,400円
低所得(住民税非課税世帯)	24,600円
II(年金80万円以下等の方)	8,000円
III	15,000円

## 老人医療係から 療養病床に入院する場合

食費・居住費の負担について

税世帯)

▼低所得者I(住民税非課税世帯)

月額30,000円  
●低所得者II(住民税非課税世帯)  
月額22,000円  
●低所得者I(老齢福祉年金受給者)  
月額10,000円  
●低所得者II(年金受給者)  
月額2,000円  
●低所得者III(扶養配偶者)  
月額1,000円  
●低所得者IV(扶養配偶者)  
月額800円

●低所得者II(住民税非課税世帯)  
月額2,000円  
●低所得者III(扶養配偶者)  
月額800円

●低所得者IV(扶養配偶者)  
月額800円

出産育児一時金が  
引き上げられました

国民健康保険高齢受給者証  
が更新されます

20歳以上60歳未満で会社  
は国民年金の手続きをお忘れ  
なく

問合せ 保険年金課保険年金  
係または立川社会保険事務所  
に新しく3割の受給者証を  
入手します。この変更(加  
入)手続きは、市役所の保  
険年金係で行います。

この改正は、急速な少子  
高齢化の進展の中で、医療  
給付費の伸びと国民の負担  
との均衡を確保するための  
ものです。今までお使いいただけ  
ません。

年金受給者の方が住所を  
変更されたときは手続きを  
年金を受給している人  
が、住所を変更されたとき  
には、転居先の住所を管轄  
する社会保険事務所へ「年  
金受給権者住所・支払機関  
変更届」を提出してください。  
い。届出が遅れますと、各種  
通知書が、お手元に届か  
れずに提出してください。

「年金受給権者住所・支払  
機関変更届」は、市役所の保  
険年金係または社会保険事  
務所にあります。

●低所得者の方は、次のと  
おり負担軽減があります。  
光熱水費相当)